

TMB ニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 27 年 8 月 19 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 尾崎 正和
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

相続人の消費税の納税義務に要注意

相続があった場合、相続のあった年から3年間は、相続人の消費税の納税義務の有無は被相続人の事業規模を考慮して判定されます。今回は、大阪国税局が平成27年3月24日に公表した文書回答事例「相続があった年に遺産分割協議が行われた場合における共同相続人の納税義務の判定について」の内容とあわせて、相続人の消費税の納税義務についてご説明させていただきます。

1. 遺産の分割の民法での原則的取扱い

民法上、相続人が複数いる場合は、各共同相続人はその相続分に応じて被相続人の権利義務を承継します。この相続分は、遺産分割協議が成立するまでは法定相続分、遺産分割協議が成立すれば相続開始の時に遡って遺産分割協議により決定された相続分となります。ただし、賃料収入や地代収入等の法定果実については、相続開始の時に遡ることなく、遺産分割協議成立までの期間に係る法定果実は法定相続分による按分、遺産分割協議成立後の期間に係る法定果実は遺産分割により決定された相続分による按分を行うこととされています。

この点、所得税の申告においても、原則として法定果実は民法の定めに従い按分し、申告します。ただし、相続を開始した年内に遺産分割協議が成立しており、実際に遺産分割協議により決定した相続分により相続開始時点から法定果実を帰属させている場合には、相続人全員の合意がある場合には、相続開始時点から遺産分割協議により決定した相続分により按分し、申告します。

では消費税法においては、遺産の分割が行われた場合にどのような取扱いになるのでしょうか。

2. 相続があった年

まず、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務があります。基準期間とは、個人事業者の場合、その年の2年前の年をいいます。

相続があった年において、基準期間における被相続人から承継した事業に係る課税売上高が1,000万円を超える場合は、たとえ相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、相続人には消費税の納税義務が生じます。相続により一定規模以上の事業を承継した相続人には、消費税の納税義務が課されることとなります。

3. 相続があった年の翌年及び翌々年

相続があった年の翌年及び翌々年において、基準期間における被相続人から承継した事業に係る課税売上高と相続人の基準期間における課税売上高の合計額が1,000万円を超える場合は、たとえ相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、相続人には消費税の納税義務が生じます。

4. 共同相続人の消費税の納税義務の判定

上記のように、相続人の納税義務の判定は基準期間における被相続人から承継した事業に係る課税売上高を考慮して行います。相続人が複数いる場合には、この基準期間における被相続人から承継した事業に係る課税売上高を按分した金額を用いて判定を行います。遺産分割協議が行われるまでは、法定相続分により按分します。

【事例（相続があった年）】

被相続人の基準期間における課税売上高1,700万円、法定相続分1/12（相続人は配偶者及び子6人）の場合
 $1,700 \text{万円} \times 1/12 \div 141 \text{万円} \leq 1,000 \text{万円}$ ⇒納税義務なし

5. 相続があった年に遺産分割協議が行われた場合における共同相続人の消費税の納税義務の判定

上記の【事例】で、相続があった年に遺産分割協議が成立し、被相続人の営んでいた事業の持分の2/3を承継することになった場合、この持分割合により再度判定を行うと、 $1,700 \text{万円} \times 2/3 \div 1,133 \text{万円} > 1,000 \text{万円}$ となり、この相続人には納税義務が生じることとなります。この場合、遺産分割協議後に再度の納税義務の判定を行う必要があるのか、との照会があり、これに対し大阪国税局は、再度の判定を行う必要はなく、免税事業者該当すると取り扱って差し支えない旨を回答しました。仮に相続があった年の12月31日にこの遺産分割協議が行われ、再度の判定をする必要があるとされた場合、この相続人は3か月以内に消費税の申告と納付を完了しなければならなくなりますが、この回答により、そのような心配は必要ないことが確認できました。

6. まとめ

相続があった場合、相続人がもともと免税事業者であっても、被相続人の事業規模を考慮して納税義務を判定した結果、課税事業者となる場合があります。また、相続人が複数いる場合には基準期間における被相続人から承継した事業に係る課税売上高の按分計算を行います。申告期限までに遺産分割協議が成立しなかった場合は法定相続分により按分します。消費税の納税義務の可否については是非弊社にご相談ください。担当：尾崎 正和